

平成27年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

(公正取引委員会27-③)

施策名	競争政策の広報・広聴等 海外の競争当局等との連携の推進					
施策の概要	二国間, 多国間及び技術支援の枠組みにおける海外競争当局間の協力・連携の強化に努めるほか, 公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させ, 我が国の競争政策の状況を広く海外に周知する。					
達成すべき目標	二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催, 多国間における検討への積極的参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援を積極的に実施すること並びに公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することによって, 海外の競争当局等との連携を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	51,971	53,541	57,718	/
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	51,971	53,541		
執行額(千円)	48,914	53,000				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	平成21年6月2日 平成21年独占禁止法改正法案に対する参経済産業委員会附帯決議					

測定指標	途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修が有効であったと回答した研修生の割合(注)	実績値					評価対象年度	達成
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	25年度・26年度	目標達成
		97%	94%	99%	91%	90%		
	年度ごとの目標値	80%以上						
	公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数	実績値					評価対象年度	達成
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	25年度・26年度	目標達成
		16	28	35	34	30		
	年度ごとの目標値	対前年度同水準かそれ以上 16件以上 34件以上 30件以上						
	二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催, 多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の実施状況並びに公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況の海外への周知状況	施策の進捗状況(実績)					評価対象年度	達成
22年度		23年度	24年度	25年度	26年度	25年度・26年度	相当程度進展あり	
別紙のとおり。								
年度ごとの目標値								

(注) 「研修プログラムの適切性について」、「講師の講義のプレゼンテーションに対する評価又は講義の質について」及び「研修で得た知識・経験が役立つか否かについて」の各項目において、5段階評価中「5」又は「4」と、4段階評価中「4」又は「3」と回答した研修参加者の割合。

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	(判断根拠) 測定指標のうち、「途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修が有効であったと回答した研修生の割合」及び「公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数」について、目標を達成した。「二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催, 多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の実施状況並びに公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況の海外への周知状況」については、一部の指標について前年度の実績を下回ってはいるものの、英文トップページへのアクセス数は過去最高を更新し続けており、また、海外の法曹協会等が主催するセミナー等への講師派遣件数も累増していることから、当委員会に対する海外からの注目度は一段と増加していると考えられ、海外競争当局との連携の推進, 我が国の競争政策の海外への周知という目標に対して、相当程度進展したと考えられるため。

評価結果	<p>施策の分析</p>	<p>途上国等に対する技術研修の参加者に対するアンケート結果によれば、講義構成や講義内容を評価する声がある一方で、講義形式の改善を求める声も寄せられていることから、引き続き、海外競争当局間の協力・連携の強化に努め、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知していく必要がある。</p> <p>しかしながら、測定指標全体を通じて評価すれば、海外の競争当局間協議の開催、ICN等の多国間における検討への参加及び途上国等の競争当局への技術支援の実施並びに海外に対する我が国の競争政策の周知といった取組は、海外競争当局との協力・連携を強化するとともに、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知するために必要かつ有効であり、またその活動は効率的であったと評価できる。</p> <p>また、海外の法曹協会等が主催するセミナー等への講師派遣数は、これまでの実績値と比べ1.5から3倍と大幅に増加しており、こうした取組は、公正取引委員会の国際的なプレゼンスの向上に必要かつ有効であり、前述のとおり、公正取引委員会ウェブサイトの英文トップページへのアクセスが過去最高を更新していることから推察されるとおり、効率的であったと評価できる。</p>
評価結果	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 引き続き、海外競争当局間の協力・連携の強化に努め、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知していく。</p> <p>【測定指標】 本件取組は、海外の競争当局等との連携を推進するために必要であり、かつ、一定の有効性及び効率性があつたと評価できるが、以下の点について改善する必要がある。</p> <p>a 東アジアやアフリカを中心とする途上国等においては、競争法・競争政策への理解が徐々に進んでいるものの、まだ十分な段階に達しているとはいえず、競争当局の執行力も十分ではない。このような状況下においては、我が国に対して、引き続き、競争法・政策分野に係る技術支援要請がなされる可能性が高く、また、そのニーズも、今後競争当局が経験を積むにつれて質的に高度なものとなっていくことが見込まれる。この点、限られた人的・金銭的リソースの中で被支援国のニーズに適切に応じていくためには、研修参加者からのアンケート等での改善意見を参考に、より効果的な研修内容の検討を行っていく必要がある。</p> <p>例えば、ディスカッション形式の講義をより多く求める意見が出たところ、今後は、更に研修内容を検討し、研修参加者と講師の間の議論の時間を充実させ、研修期間の都合上、それが難しい場合には、研修後に質問等を受け付けるようにする等の対応を検討し、研修の充実を図っていくほか、競争法を導入していない国からの研修生が参加する場合には、講義資料及び講義における説明を工夫し、異なるレベルの競争法・政策を持つ国に対応できるような講義内容とする工夫を行う必要がある。</p> <p>b 海外の法曹協会等が主催するセミナー等への講師派遣に関しては、我が国の競争政策の進展状況や公正取引委員会の活動状況等を広く諸外国に発信するため、IBA等の競争当局以外の組織・団体が主催するセミナー等に対しても積極的に講師を派遣してきているところ、積極的な講師派遣により、次回のセミナー等においても主催者から再度の講師派遣を依頼されるという好循環が生まれており、海外に対する我が国競争政策の周知に大きく貢献していると考えられる。よって、今後とも、各セミナー等に対して、積極的に講師派遣を行っていく。</p> <p>c 公正取引委員会ウェブサイトの英文ページの充実に関しては、海外への情報発信という観点から、引き続き、和文プレスリリースを英訳し、掲載していく必要がある。</p> <p>今後とも、例えば、他の競争当局が関係する事項を英文ページに掲載した場合にはその旨を積極的に当該他の競争当局の担当者に連絡する、英文ページについて国際会議等の場でのプレゼンテーションの機会等を利用して周知するといった普及・啓発活動を行っていくことが必要である。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>・英文プレスリリースページ以外にも、最近公表した個別案件等については英文トップページから直接当該案件のページにアクセスすることとなり、当該アクセスは英文プレスリリースページのアクセス件数にカウントされないのであれば、最近公表した個別案件等のアクセス数も評価に反映できるようにすべきではないか。(若林委員) (意見を踏まえ、今後、検討することとしたい旨回答した。)</p> <p>・公正取引委員会ウェブサイトの英文ページについて、国別等で、どのような者が閲覧しているのかが分かれば、次のステップとして、どのようなウェブサイトを構築するか、深掘りしたピンポイントの戦略を作ることができるのではないか。(田辺委員) (意見を踏まえ、今後、検討することとしたい旨回答した。)</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>技術支援として実施した研修参加者に対するアンケートにおいて当該研修が有効であったとの回答に係るアンケート</p> <p>①ベトナム競争政策研修終了時に実施したアンケート</p> <p>(1)第9回ベトナム競争政策研修(平成25年5月13日～23日)終了時に実施したアンケート 調査対象者数・人数:本件集参加者8名 調査方法:研修実施後,参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成25年5月22日 有効回答数:8</p> <p>(2)第10回ベトナム競争政策研修(平成25年11月11日～28日)終了時に実施したアンケート 調査対象者数・人数:本件集参加者8名 調査方法:研修実施後,参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成25年11月27日 有効回答数:8</p> <p>(3)第11回ベトナム競争政策研修(平成26年5月19日～30日)終了時に実施したアンケート 調査対象者数・人数:本件集参加者8名 調査方法:研修実施後,参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成26年5月28日 有効回答数:8</p> <p>(4)第12回ベトナム競争政策研修(平成25年11月10日～28日)終了時に実施したアンケート 調査対象者数・人数:本件集参加者8名 調査方法:研修実施後,参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成26年11月27日 有効回答数:8</p> <p>②フィリピン競争政策研修終了時に実施したアンケート</p> <p>第1回フィリピン競争政策研修(平成25年4月1日～12日) 調査対象者・人数:本研修参加者17名 調査方法:研修実施後,参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成25年4月11日 有効回答数:17</p> <p>③途上国競争政策研修終了時に実施したアンケート</p> <p>(1)第19回途上国競争政策研修(平成25年8月29日～9月27日) 調査対象者・人数:本研修参加者12名 調査方法:研修実施後,参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成25年9月26日 有効回答数:12</p> <p>(2)第20回途上国競争政策研修(平成26年8月14日～9月12日) 調査対象者・人数:本研修参加者6名 調査方法:研修実施後,参加者にアンケートを実施。 作成者:JICA 調査日:平成26年9月11日 有効回答数:6</p> <p>④ADB I途上国競争政策研修終了時に実施したアンケート</p> <p>(1)第1回ADB I途上国競争政策研修(平成25年6月3日～6月7日) 調査対象者・人数:本研修参加者12名 調査方法:研修実施後,参加者にアンケートを実施。 作成者:ADB I 調査日:平成25年6月6日 有効回答数:12</p> <p>(2)第2回ADB I途上国競争政策研修(平成26年6月9日～6月13日) 調査対象者・人数:本研修参加者20名 調査方法:研修実施後,参加者にアンケートを実施。 作成者:ADB I 調査日:平成26年6月12日 有効回答数:20</p> <p>(注)前記資料等は全て公正取引委員会官房総務課において保管している。</p>
----------------------------------	--

担当部局名	官房国際課	作成責任者名 (※記入は任意)	官房国際課長 諏訪園貞明	政策評価実施時期	平成27年4月～7月
-------	-------	--------------------	-----------------	----------	------------

		施策の進捗状況(実績)				
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
測定指標	<p>二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催, 多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の積極的な実施状況並びに公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況の海外への周知状況</p>	<p>以下を始め, 二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催, 多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め, 公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。</p>	<p>以下を始め, 二国間独占禁止協力協定等に基づく競争当局間協議等の開催, 多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め, 公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。</p>			
		① 海外の競争当局との二国間協議の開催回数[3回]	① 同左[6回]	① 同左[4回]	① 同左[4回]	① 同左[2回]
		② ICN(国際競争ネットワーク)(注1)年次総会及び各作業部会ワークショップへの出席回数[5回]	② 同左[3回]	② 同左[5回]	② 同左[5回]	② 同左[4回]
		③ 途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修(注2)の実施回数[6回]	③ 同左[5回]	③ 同左[6回]	③ 同左[5回]	③ 同左[4回]
		④ 海外の法曹協会が主催するセミナー等への講師派遣回数[7回]	④ 同左[12回]	④ 同左[13回]	④ 同左[20回]	④ 同左[22回]
		⑤ 公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数のうち, 独占禁止法に基づく法的措置案件及び企業結合案件に係るプレスリリースの掲載件数[12回]	⑤ 同左[17回]	⑤ 同左[16回]	⑤ 同左[18回]	⑤ 同左[16回]
		⑥ 公正取引委員会ウェブサイトの英文トップページへのアクセス数[51,077件]	⑥ 同左[41,543件]	⑥ 同左[50,229件]	⑥ 同左[75,861件]	⑥ 同左[80,058件]
	⑦ 公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリースページへのアクセス数[8,590件]	⑦ 同左[16,594件]	⑦ 同左[79,021件]	0 同左[17,766件]	⑦ 同左[15,828件]	
年度ごとの目標値	<p>二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催, 多国間における検討への積極的参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援を積極的に実施し, 並びに公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知する。</p>					

(注1) ICNとは, 競争法執行における手続面及び実体面の取れんを促進することを目的として平成13年10月に発足した各国競争当局を中心としたネットワークであり, 平成27年3月現在, 118か国・地域から132の競争当局が参加している。

(注2) 公正取引委員会は, JICA(独立行政法人国際協力機構)等の協力の下, 我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し, 途上国等における競争法の導入または強化に資することを目的として, 途上国等の競争当局等の職員に対する技術研修を開催している。

実績評価書資料

担当課 官房国際課

1. 評価対象施策

競争政策の広報・広聴等
海外の競争当局等との連携の推進

【具体的内容】

二国間、多国間及び技術支援の枠組みにおける海外競争当局間の協力・連携の強化に努めるほか、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させ、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知する。

2. 施策の目標（目標達成時期）

二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催，多国間における検討への積極的参加及び開発途上国・移行経済国（以下「途上国等」という。）の競争当局等への技術支援を積極的に実施すること並びに公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することによって，海外の競争当局等との連携を推進する。（平成25年度及び平成26年度）

3. 評価の実施時期

平成27年4月～7月

4. 評価の観点

- (1) 本件取組は，海外競争当局等との連携を推進するために必要か（必要性）。
- (2) 本件取組は，海外競争当局等との連携を推進するために有効か（有効性）。
- (3) 本件取組は，効率的に行われたか（効率性）。

5. 施策の実施状況

①途上国等に対する技術研修の実施状況，②海外に対する我が国競争政策の周知の状況並びに③二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催状況，多国間における検討への参加状況及び海外競争当局等が主催するセミナー等への講師派遣状況は次のとおりである。

- (1) 途上国等に対する技術研修の実施
公正取引委員会は，東アジア地域における経済関係の活発化に伴う

競争環境の重要性に鑑みて、また、アフリカ諸国に対する積極的支援を行うという政府の方針に鑑みて、東アジア及びアフリカ地域各国に対し、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）等のスキームを通じ、各国の競争当局の職員を我が国に招いたり、日本の職員を専門家として派遣したりするなどして、競争法の整備・執行に関する技術支援を積極的に行っている。各国の競争当局等の職員を日本側に招いて実施した研修は表1のとおりである。

表1 各研修の実施状況

	年度	実施状況
これまでの実績値	平成22年度	第3回ベトナム競争政策研修（4月7日～27日，5名） 第6回インドネシア競争政策研修（5月17日～6月3日，11名） 第7回インドネシア競争政策研修（8月2日～6日，10名） 第16回JICA途上国競争政策研修（8月17日～9月17日，9名） 第4回ベトナム競争政策研修（11月24日～12月10日，5名） 第8回インドネシア競争政策研修（平成23年2月21日～3月10日，11名）
	平成23年度	第5回ベトナム競争政策研修（5月16日～6月1日，5名） 第17回JICA途上国競争政策研修（9月29日～10月26日，7名） 第6回ベトナム競争政策研修（11月7日～22日，5名） 第1回マレーシア競争政策研修（平成24年1月16日～20日，4名） 第9回インドネシア競争政策研修（平成24年3月5日～23日，11名）
	平成24年度	第7回ベトナム競争政策研修（5月9日～5月25日，4名） 第1回中国競争政策研修（8月20日～28日，14名） 第18回JICA途上国競争政策研修（8月16日～9月14日，10名） 第8回ベトナム競争政策研修（11月12日～29日，8名） 第10回インドネシア競争政策研修（平成25年2月4日～22日，11名） 第2回マレーシア競争政策研修（平成25年3月11日～15日，5名）
評価対象期間の実績値	平成25年度	第1回フィリピン競争政策研修（4月1日～12日，17名） 第9回ベトナム競争政策研修（5月13日～23日，8名） 第1回ADB I途上国競争政策研修（6月3日～6月7日，12名） 第19回JICA途上国競争政策研修（8月29日～9月27日，12名） 第10回ベトナム競争政策研修（11月11日～28日，8名）
	平成26年度	第11回ベトナム競争政策研修（5月19日～30日，8名） 第2回ADB I途上国競争政策研修（6月9日～6月13日，20名） 第20回JICA途上国競争政策研修（8月14日～9月12日，6名） 第12回ベトナム競争政策研修（11月10日～28日，8名）

(注1) 各研修について、括弧内に研修期間及び研修参加人数を記載。

(注2) 表中のA D B Iとは、アジア開発銀行研究所のこと。以下、「A D B I」という。

表1に記載した研修のうち、平成25年度及び平成26年度に実施した各研修の内容は以下のとおりである。

ア ベトナム競争当局に対する独占禁止法と競争政策に関する技術研修
(ベトナム競争政策研修)

公正取引委員会は、J I C Aの協力の下、ベトナムの競争当局であるベトナム競争庁等の職員を対象に、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、ベトナムにおける競争法制の充実と法執行の強化に資することを目的として、ベトナム競争政策研修を平成20年度から開催するとともに、平成20年9月から当委員会職員1名を長期専門家としてベトナム競争庁に派遣している。

イ フィリピン競争当局に対する独占禁止法と競争政策に関する技術研修
(フィリピン競争政策研修)

公正取引委員会は、J I C Aの協力の下、フィリピンの競争当局である司法省競争庁の職員を対象に、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、フィリピンにおける競争法制の充実と法執行の強化に資することを目的として、フィリピン競争政策研修を平成22年3月から開催している。

ウ 途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修 (途上国競争政策研修)

途上国等では、近年、競争法を導入又は強化しようとする動きが活発化している。これを受けて、公正取引委員会は、J I C Aの協力の下、途上国等の競争当局等の職員を対象に、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、途上国等における競争法の導入又は強化に資することを目的として、途上国競争政策研修を平成6年度から開催しており、平成26年度には、インドネシア、ガーナ、パキスタン及びベトナムの競争当局等の職員が参加した。このほか、平成25年度からはA D B Iの協力の下に途上国競争政策研修を開催しており、平成26年度には、インド、インドネシア、カンボジア、タイ、中国、香港、マレーシア、ミャンマー、モンゴル及びラオスの競争当局等の職員が参加した。

上記のほか、平成24年度から継続して行っている研修として、中国競争当局及びインドネシア競争当局に対する技術研修があり、その内容は次のとおりである。

エ 中国競争当局に対する独占禁止法と競争政策に関する技術研修
(中国競争政策研修)

公正取引委員会は、平成24年5月から平成27年3月まで、JICAの協力の下、中国競争当局の職員を対象に、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、中国における競争法制の充実と法執行の強化に資することを目的として、技術支援プロジェクトを実施した。

オ インドネシア競争当局に対する独占禁止法と競争政策に関する技術研修
(インドネシア競争政策研修)

公正取引委員会は、JICAの協力の下、インドネシアの競争当局である事業競争監視委員会の職員を対象に、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、インドネシアにおける競争法制の充実と法執行の強化に資することを目的として、インドネシア競争政策研修を平成21年9月から平成25年9月まで開催した。

また、技術協力の対象となる各国の競争当局等職員が参加する現地セミナー等に対しても積極的に講師派遣を行っており、平成25年度にはベトナム、インドネシア、フィリピン、中国、台湾及び韓国で、平成26年度にはベトナム、タイ、マレーシア、フィリピン、中国、韓国及びケニアで開催されたセミナー等に対し講師派遣を行った。

カ 研修参加者へのアンケート

前記アないしオの技術研修終了時に、研修参加者に対してアンケートを実施している。当該アンケートの「研修プログラムの適切性について」、「講師の講義のプレゼンテーションに対する評価について」及び「研修で得た知識・経験が役立つか否かについて」の各項目について、最高評価を5とした5段階評価であれば「5」又は「4」、最高評価を4とした4段階評価であれば「4」又は「3」と評価した回答数の割合は表2のとおりである。

表2 各技術研修終了時に実施したアンケート結果

		ベトナム 競争政策研修	インドネシア 競争政策研修	マレーシア 競争政策研修	中国 競争政策研修	フィリピン 競争政策研修	JICA途上国 競争政策研修	ADB I途上国 競争政策研修	平均
これまでの実績値	平成 22年度	100%	92%	-	-	-	100%	-	97%
	平成 23年度	97%	97%	83%	-	-	100%	-	94%
	平成 24年度	100%	100%	100%	100%	-	97%	-	99%
評価対象期間の実績値	平成 25年度	98%	-	-	-	98%	81%	86%	91%
	平成 26年度	98%	-	-	-	-	89%	83%	90%

(注1) 「-」は、アンケート又は研修を実施していないことを示す。

(注2) 中国競争政策研修におけるアンケートには前記項目が含まれていないため、記載なし。

(注3) 平成26年度のADB I途上国競争政策研修におけるアンケートには、「研修で得た知識・経験が役立つか否かについて」の項目が含まれていないため、集計に含めていない。

前記アンケートにおいては、研修参加者から「すべてのコンテンツが非常に有益であった。」といった講義構成に関する評価（第20回 JICA途上国競争政策研修）や「事件審査の手續・手法や模擬立入検査の講義は、審査部門における日常業務に関連したものであり、大変参考になるものであった。」といった個別の講義内容に関する評価（第2回 ADB I途上国競争政策研修）が寄せられている一方で、「研修生が参加するディスカッション形式の講義をより増やせば、興味が深まり有益である。」（第20回 JICA途上国競争政策研修）といった研修の改善を求める意見も寄せられている。

(2) 海外に対する我が国競争政策の周知状況

海外の競争当局等との連携を推進するためには、公正取引委員会の活動等について広く海外に周知することにより、海外競争当局等に知ってもらう必要がある。このため、公正取引委員会は、英文ウェブサ

イトを充実させるほか、海外の法曹協会が主催し、当該協会の会員である法曹資格者や企業の法務担当者等も多数出席するセミナー等へ講師を派遣する（後述）ことによって、広く海外に対して我が国の競争政策を周知している。

ア 公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載

公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数は、表3のとおりである。

平成25年度は34件、平成26年度は30件となっており、平成24年度と比較しておおむね同水準を維持している。

表3 公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数 (単位：件)

	年度	独禁法関係	企業結合関係	その他	合計
これまでの実績値	平成22年度	10	2	4	16
	平成23年度	11	6	11	28
	平成24年度	6	10	17	35
評価対象期間の実績値	平成25年度	13	5	16	34
	平成26年度	11	5	18	30

(注) 「独禁法関係」とは、公正取引委員会ウェブサイトの「報道発表資料」中「独占禁止法（排除措置命令・警告等）」(<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/dksochi/index.html>)及び「独占禁止法（その他）」(<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/dksonota/index.html>)に掲載されているプレスリリースのうち、翻訳の上、同ウェブサイトの英文ページに掲載しているものをいう。「企業結合関係」とは、公正取引委員会ウェブサイトの「報道発表資料」中「企業結合関係」(<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/ma/index.html>)に掲載されているプレスリリースのうち、翻訳の上、同ウェブサイトの英文ホームページに掲載しているものをいう。「その他」とは、公正取引委員会ウェブサイトの「報道発表資料」に掲載されているプレスリリース (<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/index.html>)のうち、翻訳の上、同ウェブサイトの英文ページに掲載しているものであって、「独禁法関係」及び「企業結合関係」以外のものをいう。

イ 公正取引委員会ウェブサイトの英文ページへのアクセス

公正取引委員会ウェブサイトの英文ページの中でもトップページ（以下「英文トップページ」という。）及びプレスリリースページ（以下「英文プレスリリースページ」という。）は、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知するための主要なページである。

英文トップページ及び英文プレスリリースページへのアクセス数は表4のとおりである。

平成25年度及び平成26年度についてみると、英文トップページへのアクセス数は、過去最高となっている。また、英文プレスリリースページへのアクセス数は、飛躍的に増加した平成24年度と比較すると低い水準ではあるものの、平成23年度と比較しておおむね同水準を維持している。

表4 公正取引委員会ウェブサイトの英文ページへのアクセス数

	年度	英文トップページ		英文プレスリリースページ	
		件数	対前年度比	件数	対前年度比
これまでの実績値	平成22年度	51,077件	93%	8,590件	122%
	平成23年度	41,543件	81%	16,594件	193%
	平成24年度	50,229件	121%	79,021件	476%
評価対象期間の実績値	平成25年度	75,861件	151%	17,766件	22%
	平成26年度	80,058件	106%	15,828件	89%

(注) 公正取引委員会において、英文トップページ（平成22年度は、<http://www.jftc.go.jp/e-page/>。平成23年度以降は、<http://www.jftc.go.jp/en/index.html>）及び英文プレスリリースページ（<http://www.jftc.go.jp/en/pressreleases/index.html>）についてアクセスログの解析を実施。

ウ 海外における公正取引委員会ウェブサイトの英文ページの紹介
英文プレスリリースを掲載するなど、英文ページを更新した場合には、海外ジャーナル等にその旨を連絡することとしており、積極的な情報発信に努めている。

なお、英文トップページは、ICN（国際競争ネットワーク）のサイト（<http://www.internationalcompetitionnetwork.org/members/member-directory.aspx>）においてリンク先として掲載されている。

エ 海外の法曹協会等が主催するセミナー等への講師派遣

公正取引委員会は、当委員会の国際的なプレゼンスを向上させ、我が国の競争政策の進展状況や公正取引委員会の活動状況等を広く諸外国に発信するため、IBA（国際法曹協会）等の競争当局以外の組織・団体である海外の法曹協会等が主催するセミナー等に対しても積極的に講師を派遣している。

海外の法曹協会等が主催するセミナー等への講師派遣回数表5のとおりである。

平成25年度及び平成26年度においては、それぞれ20回及び22回と平成20年度以降で過去最高となっている。

表5 海外の法曹協会等が主催するセミナー等への講師派遣回数

	年度	回数	派遣先
これまでの実績値	平成22年度	7回	チャタムハウス主催カンファレンス, ABA (米国法曹協会) 秋季会合等
	平成23年度	12回	ABA 春季会合, ABA・IBA 共催国際カルテルワークショップ, IBA・KBA (韓国法曹協会) 競争法カンファレンス, 早稲田大学法科大学院トランスナショナルプログラム等
	平成24年度	13回	アジア競争法協会年次大会, アジア競争法フォーラム, 名古屋大学法科大学院・留学生向け独占禁止法セミナー, 第9回 IBA 競争カンファレンス等
評価対象期間の実績値	平成25年度	20回	ABA 合併シンポジウム, アジア競争法協会年次大会, ABA 国際法部会北京カンファレンス, ABA 反トラスト法部会秋季会合, 第3回 BRICS (ブラジル, ロシア, インド, 中国及び南アフリカ) 国際競争カンファレンス, 第9回アジア競争フォーラム, 競争法・経済学シンポジウム, ABA・IBA 共催国際カルテルワークショップ, 第3回 GCR (グローバル・コンペティション・レビュー) アジア太平洋会議等
	平成26年度	22回	ABA アジア反トラスト会議, 反トラスト法部会秋季会合, ニューヨーク州弁護士会主催国際カルテルプログラム, ニューヨーク州弁護士会年次総会, 第8回ソウル国際競争フォーラム, 競争法フォーラム・アジア競争協会年次大会, UNCTAD (国連貿易開発会議)・ブルガリア競争当局主催ソフィア競争法セミナー, UNCTAD・ウクライナ競争当局主催第4回競争フォーラム, フィリピン競争当局主催第1回全国競争会議, 第4回 GCR アジア太平洋会議, ブリュッセル研究所主催ワークショップ, ドイツ競争当局主催新興競争当局向けワークショップ, ロシア競争当局主催電気通信分野における競争に関するワークショップ

(3) 二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催及び多国間における検討への参加並びに公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況の海外への周知

ア 二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催

公正取引委員会は、海外の競争当局との協力体制を強化するため、平成11年10月に米国と、平成15年7月にEUと、平成17年9月にカナダとの間で、それぞれ二国間での独占禁止協力協定を締結している。

公正取引委員会では、これらの協定に基づくなどして、各国の競争当局との間で必要に応じ情報交換・意見交換を行うことにより、二国間の連携・協力関係の強化に努めている。

二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催回数は、表6のとおりである。

平成25年度においては4回、平成26年度においては2回となっており、前年度までと比較しておおむね同水準を維持している。

表6 二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催回数 (単位：回)

	年度	競争当局間協議の開催回数					
		対米国	対EU	対カナダ	対韓国	その他	計
これまでの実績値	平成22年度	0	0	0	2	1	3
	平成23年度	0	1	1	2	2	6
	平成24年度	1	1	0	1	1	4
評価対象期間の実績値	平成25年度	1	1	1	1	0	4
	平成26年度	1	0	0	1	0	2

(注) 「対韓国」には、地方事務所間意見交換の開催回数を含む。

イ 多国間における検討への参加

公正取引委員会は、多国間の枠組みにおける国際協力促進のための取組に対して積極的に参加・貢献している。多国間の枠組みにおける国際協力促進のための取組としては、ICN、OECD（経済協力開発機構）、東アジア競争政策トップ会合などが挙げられる。その取組の中でも、ICNは、競争法執行の国際的収れんを目的として平成13年10月に発足した、各国・地域の競争当局から成るネットワークであり、平成27年3月現在、118か国・地域から132当局が参加している。公正取引委員会は、ICN発足以来、主要当局により構成されるICN運営委員会のメンバーであり、平成19年6月から平成24年9月まで、竹島一彦前委員長がICNの副議長を務めたほか、平成19年6月以降、公正取引委員会はICNで取りまとめられた報告書等の利用促進を主導している。

ICNには、カルテル、単独行為、企業結合、競争唱導等の作業部会があり、平成23年5月から平成26年4月まで、公正取引委員会の事務総局幹部がカルテル作業部会の共同議長を務め、同年5月以降は同作業部会第1サブグループ(SG1)の共同議長を務めている。

ICNでは、毎年、通常、4月から6月の間に年次総会が開催される。そこで、各作業部会の1年間の活動が報告されるとともに、作業部会ごと

にテーマを定めて講演及び討議が行われる。日常的には、作業部会ごとに、当該作業計画に基づいて、電話会議やメールで議論が進められているほか、競争当局の実務担当者が審査の手法や問題点などを共有し、議論するためのワークショップ等が開催されている。カルテル、競争唱導等のテーマごとに開催される電話セミナーも開催されており、スピーカーとして積極的に参加し、審査局の担当者がプレゼンテーションを行うなどしている。

公正取引委員会は、これら年次総会、ワークショップ等にパネルディスカッションの討論者（パネリスト）等として参加するなど、ICNの活動に積極的に参加している。

ICN年次総会及び各作業部会ワークショップの開催回数・出席回数は、表7のとおりである。

年次総会及び各作業部会ワークショップの合計開催件数は、平成25年度においては5回、平成26年度においては4回であり、前年度までと比較しておおむね同水準であったところ、公正取引委員会は、その全ての会合に出席した。

表7 年次総会及び各作業部会ワークショップへの開催回数・出席回数

	年度	開催回数	出席回数	スピーカー等としての参加状況
これまでの実績値	平成22年度	5回	5回	第9回年次総会 第12回カルテルワークショップ 第8回企業結合ワークショップ 第2回単独行為ワークショップ 第2回競争当局の有効性に関するハイレベル・ワークショップ
	平成23年度	3回	3回	第10回年次総会 第13回カルテルワークショップ 第1回競争当局の有効性に関するハイレベル・ラウンドテーブル
	平成24年度	5回	5回	第11回年次総会 第3回単独行為ワークショップ 第14回カルテルワークショップ 第1回アドボカシーワークショップ 第9回企業結合ワークショップ
評価対	平成25年度	5回	5回	第12回年次総会 第15回カルテルワークショップ 第4回単独行為ワークショップ

	年度	開催回数	出席回数	スピーカー等としての参加状況
象期間の実績値				第2回アドボカシーワークショップ 第1回審査手続に関するラウンドテーブル
	平成26年度	4回	4回	第13回年次総会 第16回カルテルワークショップ 第3回アドボカシーワークショップ 第10回企業結合ワークショップ

(注) 「スピーカー等」とは、年次総会及び各作業部会ワークショップでの各セッションにおけるスピーカーやモデレーターをいう。

6. 評価

(1) 必要性

複数国の競争法に抵触する事案，一国による競争法の執行活動が他国の利益に影響を及ぼし得る事案等に適切に対応するために，競争当局間の相互理解の促進，人脈形成，海外における我が国の競争政策に対する認識の向上等のための取組が一層重要になっており，二国間の競争当局による協議の開催，多国間の競争当局における国際協力促進のための取組への参加，途上国等の競争当局に対する技術支援等の実施，公正取引委員会の国際的なプレゼンスの向上等により，競争当局間の協力・連携を推進していく必要がある。

例えば，東アジアを中心とする途上国等においては，競争法・競争政策への理解が徐々に進んでいるものの，まだ十分な段階に達しているとはいえ，競争当局の執行力も十分ではないことから，今後も積極的に途上国等の競争当局に対する技術支援等を実施していく必要がある。

また，多国間の協力枠組みの1つであるICNについては，平成26年度行政事業レビューでも「ICNの活動及び組織運営に関して，分担金支出も含め積極的に関与していくこととする」という評価を行っており，引き続き，ICNの活動に参加する必要がある。

(2) 有効性

ア 途上国等に対する技術研修の実施

途上国等に対する我が国における技術研修については，平成25年度は5回，平成26年度は4回と開催件数が減少しているが，これはJICAによる技術支援プロジェクト期間の終了や途上国側の現地研修ニーズの増大等によるものであり，本邦研修に対する途上国等からの実施要請には全て応じている。また，参加者に対して実施し

たアンケートの結果、いずれの研修においても、当該研修が有効であったとの回答が80%を超えており、施策の目標を達成している（最も低かった平成25年度のJICA途上国競争政策研修でも、81%を達成している。）。

なお、研修が有効であったとの回答が占める割合は平成24年度と比較して低い水準となっているところ、これは、平成25年度及び平成26年度では、途上国競争政策研修において、競争法を導入していない途上国等からの研修生が増加したため「公正取引委員会のような機能を持っておらず、現時点での活用が困難」と回答する研修生が多かったことが要因である。

また、平成25年度の第19回JICA途上国競争政策研修では、参加者から「研修生が参加するディスカッション形式の講義をより増やせば、興味が深まり有益である」と更なる改善を希望する意見も寄せられていることから、研修員と講師の間の議論の時間を増やすなど、研修内容及び形式を検証し、より有効なものとする必要がある。

もっとも、平成26年度の第2回ADB I途上国競争政策研修では、参加者からは「すべてのコンテンツが非常に有益であった。」といった講義構成を評価する意見や、「事件審査の手續・手法や模擬立入検査の講義は、審査部門における日常業務に関連したものであり、大変参考になるものであった。」といった個別の講義内容を評価する意見が寄せられている。よって、途上国等に対する技術研修は、海外の競争当局等との連携を推進する上で有効であったと評価できる。

イ 海外に対する我が国競争政策の周知

(7) 公正取引委員会ウェブサイトの英文ページの充実

a 公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載

英文プレスリリース掲載件数については、平成25年度においては34件、平成26年度においては30件という施策の目標を達成している。また、英文プレスリリースのうち、独占禁止法関係及び企業結合関係の件数は、平成25年度においてはそれぞれ13件及び5件、平成26年度においてはそれぞれ11件及び5件となっており、当委員会が公表した独占禁止法に係る法的措置案件及び企業結合案件に関するプレスリリースは全て掲載している。

b 公正取引委員会ウェブサイトの英文ページへのアクセス

平成25年度及び平成26年度については、英文トップページへのアクセス数についてみると、平成22年度以降過去最高の更新を継続している。これは、平成25年度に英文トップページをリニューアル

アルしたこと等によるものと考えられる。

また、英文プレスリリースページへのアクセス数についても、飛躍的に増加した平成24年度と比較すると低い水準ではあるものの、平成23年度と比較しておおむね同水準を維持している。

なお、平成24年度は、国際カルテル事案である自動車部品カルテルに関してプレスリリースを行ったことなどから、英文プレスリリースページへのアクセス数が急増したものと考えられる。

これらの点を踏まえると、公正取引委員会ウェブサイトの英文ページについては、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知するために一定の有効性が認められるものの、今後とも、より多くの利用者に閲覧してもらえよう、講師派遣や技術支援研修の場で英文ページについて積極的に周知するなどの工夫が必要である。

(イ) 海外の法曹協会等が主催するセミナー等への講師派遣

平成25年度は合計20件、平成26年度は合計22件の講師派遣を行っており、平成20年度以降過去最高の講師派遣数となっている。これは、途上国での競争法の急速な浸透を背景に、競争当局主催のセミナー等への講師派遣依頼が増えたことがその一因と考えられる。海外の法曹協会等が主催するセミナー等に対しても積極的に講師を派遣することにより、公正取引委員会の国際的なプレゼンスの向上に寄与しており、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知する上で有効であったと評価できる。

ウ 二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催

公正取引委員会は、米国、EU、カナダ等の競争当局との間において、二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等を行っている。競争当局間協議の開催回数は、平成25年度においては4回であり、平成24年度と同水準であったが、平成26年度においては、相手方の競争当局トップの異動により日程の調整がつかなかったこと等により、開催件数が減少して2回となった。

このような機会を通じて、海外の競争当局と我が国の競争当局の担当者が直接会って最近の競争政策の動きや法執行活動の状況について協議を行い、協力関係の構築、相互理解の促進などが図られており、海外の競争当局との連携を推進する上で有効であったが、今後も更なる連携強化を図っていく必要がある。

エ 多国間における検討への参加

平成25年度及び平成26年度は、I C Nのカルテル作業部会、企業結合作業部会等の電話会議に独占禁止法違反事件調査や企業結合審査の担当者が積極的に参加するとともに、同年度に開催された全ての年次総会及び各作業部会のワークショップ等（平成25年度は5回、平成26年度は4回）について、公正取引委員会委員長又は職員が、パネリスト等として参加し積極的な発言を行っている。さらに、平成24年度に開催された第11回年次総会において公正取引委員会が提唱し立ち上げた企業結合審査の国際的協力枠組みの運用を引き続き行っている。また、カルテル、競争唱導等のテーマごとに開催される電話セミナーにもスピーカーとして積極的に参加するなど、公正取引委員会はI C Nの場において主導的な役割を担っており、競争当局間の連携を強化するための多国間における検討に貢献している。

このように、I C N等多国間における検討の場において、各国が抱える問題について議論し、意識の共有が進められており、海外の競争当局等との連携を推進する上で有効であったと評価できる。

(3) 効率性

ア 途上国等に対する技術研修

平成25年度は5件、平成26年度は4件の研修を日本において実施した結果、いずれもJ I C A及びA D B Iと共催しなければ、公正取引委員会は研修生を日本に招聘するための旅費、宿泊費等を確保しなけりばならなかったところ、共催することにより、それらの費用を確保することなく、平成25年度と平成26年度併せて9件の訪日研修が可能となった。

イ 海外に対する我が国競争政策の周知

英文プレスリリースについては、平成23年9月以降、和文プレスリリースのうち英訳する対象を拡大（個別事案に関する排除措置命令等のほか企業結合案件、調査報告書等も対象に追加）するとともに、従来の和文プレスリリースを全訳する方法をやめ、内容を簡略化した上で公表することを基本としている。その結果、平成24年度に引き続き、平成25年度及び平成26年度においても、多くの英文プレスリリースを迅速に英文ページに掲載することができた。

ウ 海外競争当局等との連携

複数国の競争法に抵触する事案、一国による競争法執行活動が他国の利益に影響を及ぼし得る事案等については、海外競争当局等との連携を

推進することによって、効率的に対応することが可能となる。二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議や多国間の検討の場に限らず、海外競争当局等との間で電話会議やメールを利用したやりとりにより海外競争当局等との連携を推進することにより、職員等の出張を必要最低限のものとすることができた。

(4) 総合的評価

ア 目標達成度合いの測定結果

- (7) 各行政機関共通区分
相当程度進展あり

(イ) 判断根拠

測定指標のうち、「途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修が有効であったと回答した研修生の割合」及び「公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数」について、目標を達成した。「二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の実施状況並びに公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況の海外への周知状況」については、一部の指標について前年度の実績を下回ってはいるものの、英文トップページへのアクセス数は過去最高を更新し続けており、また、海外の法曹協会等が主催するセミナー等への講師派遣件数も累増していることから、当委員会に対する海外からの注目度は一段と増加していると考えられ、海外競争当局との連携の推進、我が国の競争政策の海外への周知という目標に対して、相当程度進展したと考えられるため。

イ 施策の分析

途上国等に対する技術研修の参加者に対するアンケート結果によれば、講義構成や講義内容を評価する声がある一方で、講義形式の改善を求める声も寄せられていることから、引き続き、海外競争当局間の協力・連携の強化に努め、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知していく必要がある。

しかしながら、測定指標全体を通じて評価すれば、海外の競争当局間協議の開催、ICN等の多国間における検討への参加及び途上国等の競争当局への技術支援の実施並びに海外に対する我が国の競争政策の周知といった取組は、海外競争当局との協力・連携を強化するとともに、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状

況を広く海外に周知するために必要かつ有効であり、またその活動は効率的であったと評価できる。

また、海外の法曹協会等が主催するセミナー等への講師派遣数は、これまでの実績値と比べ1.5から3倍と大幅に増加しており、こうした取組は、公正取引委員会の国際的なプレゼンスの向上に必要かつ有効であり、前述のとおり、公正取引委員会ウェブサイトの英文トップページへのアクセスが過去最高を更新していることから推察されたとおり、効率的であったと評価できる。

ウ 次期目標等への反映の方向性

(7) 施策

引き続き、海外競争当局間の協力・連携の強化に努め、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知していく。

(4) 測定指標

前記(1)、(2)及び(3)のとおり、本件取組は、海外の競争当局等との連携を推進するために必要であり、かつ、一定の有効性及び効率性があつたと評価できるが、以下の点について改善する必要がある。

- a 東アジアやアフリカを中心とする途上国等においては、競争法・競争政策への理解が徐々に進んでいるものの、まだ十分な段階に達しているとはいえず、競争当局の執行力も十分ではない。このような状況下においては、我が国に対して、引き続き、競争法・政策分野に係る技術支援要請がなされる可能性が高く、また、そのニーズも、今後競争当局が経験を積むにつれて質的に高度なものとなっていくことが見込まれる。この点、限られた人的・金銭的リソースの中で被支援国のニーズに適切に応じていくためには、研修参加者からのアンケート等での改善意見を参考に、より効果的な研修内容の検討を行っていく必要がある。

例えば、前記(2)アのとおり、ディスカッション形式の講義をより多く求める意見が出たところ、今後は、更に研修内容を検討し、研修参加者と講師の間の議論の時間を充実させ、研修期間の都合上、それが難しい場合には、研修後に質問等を受け付けるようにする等の対応を検討し、研修の充実を図っていくほか、競争法を導入していない国からの研修生が参加する場合には、講義資料及び講義における説明を工夫し、異なるレベルの競争法・政策を持つ国に対応できるような講義内容とする工夫を行う必要がある。

b 海外の法曹協会等が主催するセミナー等への講師派遣に関しては、我が国の競争政策の進展状況や公正取引委員会の活動状況等を広く諸外国に発信するため、I B A等の競争当局以外の組織・団体が主催するセミナー等に対しても積極的に講師を派遣してきているところ、積極的な講師派遣により、次回のセミナー等においても主催者から再度の講師派遣を依頼されるという好循環が生まれており、海外に対する我が国競争政策の周知に大きく貢献していると考えられる。よって、今後とも、各セミナー等に対して、積極的に講師派遣を行っていく。

c 公正取引委員会ウェブサイトの英文ページの充実に関しては、海外への情報発信という観点から、引き続き、和文プレスリリースを英訳し、掲載していく必要がある。

今後とも、例えば、他の競争当局が関係する事項を英文ページに掲載した場合にはその旨を積極的に当該他の競争当局の担当者に連絡する、英文ページについて国際会議等の場でのプレゼンテーションの機会等を利用して周知するといった普及・啓発活動を行っていくことが必要である。

7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

<p>○ 英文プレスリリースページ以外にも、最近公表した個別案件等については英文トップページから直接当該案件のページにアクセスすることとなり、当該アクセスは英文プレスリリースページのアクセス件数にカウントされないのであれば、最近公表した個別案件等のアクセス数も評価に反映できるようにすべきではないか。</p> <p>(意見を踏まえ、今後、検討することとしたい旨回答した。)</p>	<p>若林委員</p>
<p>○ 公正取引委員会ウェブサイトの英文ページについて、国別等で、どのような者が閲覧しているのかが分かれば、次のステップとして、どのようなウェブサイトを構築するか、深掘りしたピンポイントの戦略を作ることができるのではないか。</p> <p>(意見を踏まえ、今後、検討することとしたい旨回答した。)</p>	<p>田辺委員</p>